CRPD第27条・一般的意見案へのコメント（2021年12月）No.３８

**一般的意見案へのコメント**（JD仮訳）

レオナルド・チェシャー財団

2021年12月9日

**Leonard Cheshire Comments on the text of the draft general comment 09.12.2021**

チェシャー財団を代表してゲンマ・クック政策担当マネージャーが提出

Gemma Cook 　　　gemma.cook@leonardcheshire.org

Leonard Cheshire 　https://www.leonardcheshire.org。

**パラグラフ13～18のセクション**

このセクションでは、効果的な社会的保護の制度の重要性を確認している。この社会的保護の制度は、障害のある人が仕事にアクセスするために必要な追加コストを満たすものであるが、その追加コストは本質的に多次元的で、大きな障壁となっている。

この社会的保護の制度は、状況のニーズ（contextual needs）に対応して設計される方向で強化される必要がある。そして、この制度は、問題となっているそれぞれの状況の総合的かつ多次元的なニーズ評価を必要とする。

この制度は、また、現金給付プログラムが最も脆弱で取り残された人々に行き渡るように、制度を臨機応変なものとする方法を新型コロナウイルス感染症（Covid-19）対策から学ぶ必要がある。

**パラグラフ66**

締約国が新技術の利用に関する研究を実施・促進する義務を負っていることに関して。

デジタル・プラットフォームなどの技術によってもたらされる機会を活用し、Covid-19対策によって実施された技術革新から学んで、教育プログラムの行き渡る範囲を確実に拡大する。

**パラグラフ68以降の追加のパラグラフ**

障害のある人の労働と雇用の権利を実現（提供）するために、締約国は、第27条を達成するための措置を実行するときには、ライフサイクルに応じたアプローチをとることが義務づけられる。その中には、女子を含むすべての障害のある子どもが教室に通えるようにすること。すべての人のための長期的で質の高い雇用を目指した質の高い教育を主流化（一般化）すること。教育を生涯のニーズと考え、人生のいずれかの時期において、雇用から落ちこぼれた人が訓練の選択肢を利用できるようにすることなどがある。

**パラグラフ80**

障害のある女性が直面する多重的な差別に関連して、このセクションは、雇用への不可欠な第一歩として、女性と女子の教育への平等なアクセスの必要性についても確実に言及することを求められる。ライフサイクルに応じたアプローチ。

**パラグラフ82**

第9条を参照して。

ここでは、障害のある人が直面する労働にアクセスするための追加コストに十分に対応することのできる社会的保護の制度に言及すべきである。

**パラグラフ91**

ここに、非正規の教育や雇用形態にある人々とともに、女子であることによる交差性を重視すべきことを追加すること。

第27条を達成するための措置を実行するときに、ライフサイクルに応じたプローチをとること。

女子を含むすべての障害のある子どもが教室に通えるようにすること。

すべての人のための長期的な質の高い雇用に向けた質の高い教育を主流とすること。教育は生涯を通じて必要なものであると考え、人生のどの時期において雇用から「落ちこぼれた」人も訓練の選択肢を利用できるようにすること。

**パラグラフ93**

以下の点の追加を検討する。

社会的保護の制度の影響力強化

・　総合的かつ多次元的なニーズのアセスメントに基づく社会的保護の制度を、状況に応じたニーズに適応させる。

・　最も脆弱な人々に届くように現金給付プログラムの規模を拡大する。

・　社会的保障の制度を強化するために、公的資金の対応を見直す。

・　Covid-19対策から学び、臨機応変な対応を制度に組み込む。

**おわりに**

労働にアクセスするために、テクノロジーとその提供によってもたらされる機会に特に注目すること。また、教育を提供し、その提供範囲を広げ、潜在的な従業員と雇用主を結びつけるための「デジタル雇用パス・プラットフォーム」（Digital Employment Pathways Platforms）に注目すること。一般的意見では、このことにもっとしっかりと焦点を当てることが恐らく必要になるのではないかと思っている。

（翻訳：佐藤久夫、曽根原純）